

令和 6 年度	第 241803 号	委 託 仕 様 書		伊 賀 南 部 環 境 衛 生 組 合			
件 名	ごみ収集運搬業務委託						
場 所	名張市内及び伊賀市青山支所区域						
履 行 期 間	令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで						
業 務 の 概 要							
管内の指定の地区における、燃やすごみ・燃やさないごみの収集運搬業務							

# 内 訳 書

第 1 号

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ごみ収集運搬業務委託						
車 両 費						
塵芥収集車 (A)	可燃ごみ 4tパッカー車	9	台			代価表第 1 号
塵芥収集車 (B)	可燃ごみ 2tパッカー車	4	台			代価表第 2 号
塵芥収集車 (C)	不燃ごみ 4tパッカー車	3	台			代価表第 3 号
塵芥収集車 (D)	不燃ごみ 2tパッカー車	2	台			代価表第 4 号
車 両 費 計						
人 件 費	一般運転手、普通作業員	1.00	式			代価表第 5 号
直 接 委 託 費 計		1.00	式			
諸 経 費		1.00	式			
請 負 保 険 料		1.00	式			











# 代 価 表

第 5-1 号 人 件 費 1.0式当り

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
通 常 日						
一 般 運 転 手			人			
普 通 作 業 員			〃			
一 般 運 転 手			〃			
普 通 作 業 員			〃			
祝 祭 日						
一 般 運 転 手			人			
普 通 作 業 員			〃			





令和6年度  
ごみ収集運搬業務委託仕様書

伊賀南部環境衛生組合

## 1. 目 的

本仕様書は、伊賀南部環境衛生組合（以下「発注者」という。）の管内（名張市及び伊賀市青山支所区域）で発生する家庭系一般廃棄物を衛生的かつ適正に処理するため、家庭から排出された一般廃棄物のうち「燃やすごみ」及び「燃やさないごみ」を収集し、処理施設へ運搬することを目的とする。

## 2. 委託業務内容

収集運搬する一般廃棄物は、「燃やすごみ」及び「燃やさないごみ」（以下「ごみ等」という。）とし、発注者の指定した日に指定された地区（別紙）の家庭から排出されたごみ等を収集し、指定された処理施設に運搬すること（以下「業務」という。）である。

## 3. 業務履行

業務の履行に当たって受注者は、伊賀南部環境衛生組合の事業を受注していることを深く認識するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」、「伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び施行規則」等ごみ収集等に関する関係法令・規則を遵守し、発注者が定める一般廃棄物処理計画及び収集計画に従って、能率的、経済的、安全かつ誠実に履行すること。

## 4. 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

## 5. 支払方法

毎月払い

発注者は受注者から請求のあった日から30日以内に支払う。

## 6. 業務計画書

受注者は、契約締結後速やかに業務計画書（登録車両名、収集経路）を作成し、発注者の承認を受けること。

## 7. 従業員の届出

受注者は、あらかじめ業務に従事する従業員の氏名を書面にて発注者に届け出ること。また、変更等がある場合は速やかに届け出ること。

## 8. 車両等の機材

(1) 業務の履行に必要な車両・機材器具等は、受注者の負担とする。

また、使用車両及び機材器具等については適正に管理し、事故等を未然に防ぐよう努めること。

(2) 受注者は、業務に使用する車両が点検や故障の発生などの理由により使

- 用を中断する場合、業務遂行が滞ることがないように必ず代車を用意し、速やかに対処するとともに、発注者に対して遅滞なく報告を行うこと。
- (3) 業務に使用する車両には、発注者の指定する看板を車体に表示すること。

## 9. 作業基準

- (1) 収集は、運転手のほか作業員1名が必ず同乗して行うこと。
- (2) 業務は、発注者の定める収集日程表に基づいて行うこと。
- (3) 業務は、発注者の指定した地区を指定した日の午前8時30分から行うこととし、午後4時30分までに指定された処理施設への運搬を終えること。
- (4) 収集後の集積場所は、集積場所が箱形態の場合は必ず閉状態とすることとし、ネット等が使用されている集積場所にあつては小さくまとめ、さらに重石等が使用されている場合は上に重ねるなどの処置を行い、他の車両等の通行を妨げないようにするなど常に清潔保持に努めること。
- (5) 業務中においては、道路交通法等交通法規を遵守するとともに、周囲の人や車両等の安全を妨げることのないよう十分配慮し、積載物の落下や道路路面等へごみ・汚水の飛散防止に必要な対策を講じること。
- (6) ごみ収集時には、発注者が指定する音楽を広報装置により流すこと。
- (7) 業務中は、市民等に対し親切丁寧を旨とし、不快感や迷惑を与える行動や言動等信頼を損なう行為は絶対に行なわないこと。
- (8) 業務中に、市民等から金品その他の物を収受しないこと。

## 10. 搬入場所

収集したごみ等は、伊賀南部クリーンセンター（伊賀市奥鹿野1990番地）へ運搬するものとする。ただし、発注者が搬入施設を変更した場合は、発注者の指示に従うこと。

なお、搬入にあたっては、当該処理施設の職員の指示に従うこと。

## 11. 業務報告

受注者は、業務実績を明らかにするため、発注者の指定する様式の業務日報を作業日以降速やかに報告すること。また、業務月報については翌月5日までに当月分の報告を行うこと。

## 12. 損害の賠償

受注者が収集したごみ等を起因とする、第三者へ与えた損害に対する賠償責任を負うため、請負損害賠償責任保険に加入すること。

## 13. 事故の報告

- (1) 受注者は、業務中に事故等が発生したときは、自ら適切な処置を取るとともに直ちに発注者に概要を連絡し、速やかに書面で報告すること。
- (2) 受注者が業務において被る事故、災害等によって受けた損失は、発注者

はその責を負わない。

14. 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に洩らしてはならない。

15. その他

悪天候及び天災等不測の事態並びに、収集形態に変更等が生じた場合は、速やかに発注者と協議により決定すること。

16. 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、発注者との協議により決定するものとする。

別紙

1. 毎週 月曜日・木曜日に燃やすごみを収集する地区

名張市管内	
A地区	桜ヶ丘、平尾、栄町、希中央4・5番町
	丸之内、中町、上本町、柳原町、鍛冶町、本町、新町、豊後町、木屋町、元町、榑町
	桔梗が丘1・2・3番町
	桔梗が丘5番町
	桔梗が丘南
	富貴ヶ丘
C地区	すずらん台
	上長瀬、長瀬
	瀬古口、箕曲中村、中知山、青蓮寺、南百合が丘
	夏見、赤坂、中川原、希中央3番町
	百合が丘
	赤目町丈六、赤目町相楽、赤目町一ノ井
	赤目町新川、赤目町檀、赤目町星川、赤目町柏原、赤目町長坂、赤目町赤目が丘
	赤目町すみれが丘
吉原、神屋、百々、羽根、奈垣、布生	
伊賀市青山支所管内	
	種生(除小川内)、古田、老川、霧生、腰山、諸木、福川
	青山羽根、別府、寺脇、岡田、柏尾、川上1～3丁目
	桐ヶ丘1～8丁目

2. 毎週 火曜日・金曜日に燃やすごみを収集する地区

名張市管内	
B地区	桔梗が丘4番町
	桔梗が丘6・7・8番町
	つつじが丘南
	つつじが丘北
	春日丘
	美旗町中、美旗町池の台、美旗町南西原
	新田、エクセル美旗、美旗中村、東田原、若草区、松陽台、うぐいす台、わかば区 上小波田、下小波田、西原町、南古山、美旗町藤が丘、グリーンハイツ
D地区	上八町、東町
	南町、松崎町、朝日町
	鴻之台、希中央1・2番町
	桔梗が丘西
	さつき台、薦生、八幡、西田原、鶴山、家野、葛尾
	梅が丘
	蔵持町里、蔵持町原出、蔵持町芝出、大屋戸、松原町、夏秋、短野、下三谷、 緑が丘
	下比奈知、上比奈知
	滝之原
	黒田、結馬、井手、坂之下、谷出、小屋出、鹿高、矢川、上三谷、竜口、四季ヶ丘
	伊賀市青山支所管内
	阿保東部、阿保西部、弥生、奥鹿野、伊勢路、下川原、北山、勝地、妙楽地、滝 小川内、高尾(除古田)

3. 毎月 第1水曜日に燃やさないごみを収集する地区

名張市管内	
B地区	桔梗が丘4番町
	桔梗が丘6・7・8番町
	つつじが丘・春日丘
	緑が丘
	美旗町中、美旗町池の台、美旗町南西原
	新田、エクセル美旗、美旗中村、東田原、若草区、松陽台、うぐいす台、わかば区、上小波田、下小波田、西原町、南古山、美旗町藤が丘、グリーンハイツ
伊賀市青山支所管内	
	阿保東部、阿保西部、弥生、奥鹿野、伊勢路、下川原、北山、勝地、妙楽地、滝小川内、高尾(除古田)

4. 毎月 第2水曜日に燃やさないごみを収集する地区

名張市管内	
A地区	桜ヶ丘、平尾、栄町、希中央4・5番町
	丸之内、中町、上本町、柳原町、鍛冶町、本町、新町、豊後町、木屋町、元町、榊町
	上本町、柳原町、鍛冶町
	桔梗が丘1・2・3・5番町
	桔梗が丘南
	富貴ヶ丘
伊賀市青山支所管内	
	種生(除小河内)、古田、老川、霧生、腰山、諸木、福川
	青山羽根、別府、寺脇、岡田、柏尾、川上1～3丁目

5. 毎月 第3水曜日に燃やさないごみを収集する地区

名張市管内	
D地区	鴻之台、希中央1・2番町
	桔梗が丘西
	上・下比奈知
	さつき台、薦生、八幡、西田原、鶴山、家野、葛尾
	蔵持町里、蔵持町原出、蔵持町芝出、大屋戸、松原町、夏秋、短野、下三谷
	滝之原
	黒田、結馬、井手、坂之下、谷出、小屋出、鹿高、矢川、上三谷、竜口、四季ヶ丘

6. 毎月 第4水曜日に燃やさないごみを収集する地区

名張市管内	
C地区	上長瀬、長瀬
	すずらん台
	瀬古口、箕曲中村、中知山、青蓮寺
	希中央3番町
	赤目町丈六、赤目町一ノ井
	赤目町檀、赤目町星川、赤目町柏原、赤目町長坂、赤目町赤目が丘
	吉原、神屋、百々、羽根、奈垣、布生
伊賀市青山支所管内	
	桐ヶ丘1～8丁目